

多数回落選者優遇措置

あき家入居者募集の公開抽選に一定回数落選した方（補欠の有効期間内に当選にいたらなかった方。以下同じ）については、通常は1個の抽選玉であるところを所定の数の抽選玉を増やして抽選をおこなうこととします。

1. 優遇対象者

平成15年6月募集以降の定期募集における、あき家入居者募集の公開抽選に3回以上落選した方が対象となります。ただし、市営・県営住宅などの公営住宅に居住する方を除きます。

2. 落選回数の確認方法

各区役所市営住宅・市公社住宅相談コーナーが発行する「市営住宅申込状況確認カード」に定期募集へ申し込みのたびに押印する受付印の数で確認します。

ただし、郵送及びインターネットの入居申し込みの受付開始に伴い、入居申込者全員に「市営住宅申込状況確認カード」への押印の有無にかかわらず、過去の落選回数に応じて優遇措置を行います。（申込時の氏名について、婚姻などにより姓が変わったような場合や住所変更した場合は、窓口でお申し出ください。）

3. 優遇内容

申込時の直前6年間の定期募集のあき家入居者募集（抽選）における落選回数に応じた抽選玉数（連続番号）を与えます。

下記の表をご参照ください。

過去の落選回数	抽 選 玉 数		
	通常玉数	優遇玉数	合計玉数
0～2回	1	0	1
3～5回	1	1	2
6～11回	1	3	4
12～17回	1	5	6
18回～	1	7	8

4. 注 意

- 「市営住宅申込状況確認カード」を紛失しても再発行はしません。
- 定期募集（先着順募集含む）で当選した場合は、「市営住宅申込状況確認カード」は回収します。
- 申し込みの受付方法（窓口・郵送・インターネット）にかかわらず、書類審査等で失格、辞退した方のそれまでの落選回数は無効となります。
- 新婚入居者募集における落選回数は優遇措置対象となりません。
- 住宅困窮者募集における落選回数は「住宅困窮度申告書」に反映されます。
（抽選玉の優遇はありません。）
- 抽選の結果、順位の高い番号のみ有効となります。

※ 優遇措置をうける場合は、申込時に「市営住宅申込状況確認カード」（原本）を提示のうえ、優遇をうける旨を申し出てください。（郵送及びインターネット申込は除きます。）

※ 抽選ハガキが郵送された時は、抽選番号が複数個付与されているのを確認し、不明な点があれば、すみやかに申し出てください。

所得の計算方法

認定月額を計算します。（別表18「認定月額計算シート」を使用してください。）

$$\left(\frac{\text{世帯の年間の所得金額}}{\text{認定年額}} - \text{控除額の合計} \right) \div 12(\text{ヵ月}) = \text{認定月額}$$

★ 計算の対象となる収入

- 給与収入等（賞与、残業、その他の手当を含む）。パート、アルバイトの収入はこれにあたります。
- 国民年金、厚生年金、恩給等。
- 日雇い等の収入。
- 事業等による収入。生命保険等の外交員報酬等はこれにあたります。
- その他、利子や配当など継続的な収入で課税対象となる収入。
- ※ 計算の対象となる収入の種類が2つ以上ある方は、各々の年間の所得金額を計算した後で合算し、個人の年間の所得金額とします。たとえば、給与と年金の両方の収入がある方は、給与の年間の所得金額と年金の年間の所得金額の合計が年間の所得金額となります。（所得税法上の年間所得金額とは異なります。）

★ 計算の対象とならない収入

- 遺族が受給している恩給及び年金。障害年金。老齢福祉年金。
- 退職一時金、雇用保険金、労災保険金、休業補償金、傷病手当等。
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当。
- 生活保護の扶助費。
- 仕送り、養育費等。

※ 注意事項

- 満年齢などはすべて申込日を基準日とします。
- 休業・退職等により無収入の期間がある方は、最近一年間に得た収入を年収とし、16～17ページの例にならって計算します。
- 1人で二種類以上の収入を得ているとき（例：給与収入と年金収入）は、さきに各々の年間の所得金額を算出し、合算します。
- 1人で同じ種類の収入を2ヵ所以上から得ているとき（例：昼と夜2つの勤めをし、各々から給与を得ている）は、まず収入を合計してから所得金額を算出します。
- 指定した期日までに退職予定の方は、収入がないものとして計算します。（入居手続き日に退職の事実を証明する書類を提出しないと失格となり、入居許可が取り消されます。）

次の例で次ページから所得を計算していきます。

北九州	A夫	申込者本人。会社員。満49歳。
北九州	B子	妻。専業主婦。満45歳。
八幡	C子	長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。
八幡	D夫	長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。
小倉	E子	妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。
北九州	F夫	長男。満21歳。同居を希望。

◇ 給与収入の場合（以下の3種類があります。）

その1

◎ 前年1月1日以前より、ひきつづき現在の勤務をされている場合。

前年分給与所得の源泉徴収票

市県民税所得（課税）額証明書

氏 名	北九州市										
住所(現況)	北九州市										
令和△年分 合計所得金額	円 ① ¥1,500,000	所得控除額計	円 465,800 35,000 330,000 560,000 330,000	課税標準額	円 1,034,200	令和△年度 市県民税額	円 所得割 均等割 市県民 所得割 均等割	令和△年度 市県民税額	円 所得割 均等割 市県民 所得割 均等割	令和△年度 市県民税額	円 所得割 均等割 市県民 所得割 均等割
給 与	1,500,000	社 保 險 生 命 保 配 特 別 偶 者 基 礎	465,800 35,000 330,000 560,000 330,000	内 総所得 金 額 上記以外の 所得金額等	1,034,200	市 民 税 均 等 割	市 民 税 均 等 割	市 民 税 均 等 割	市 民 税 均 等 割	市 民 税 均 等 割	市 民 税 均 等 割
給与収入	⑦ ¥2,400,000	本人該当	330,000	同一生計配偶者	あり	減 免 額	0	扶養親族(人) (同一生計配偶者を除く)	老人 0	同居 0	特定 0
		摘要				計	0	0	0	0	0

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和○年6月11日

年間収入金額 2,400,000円 …⑦

所得税法上の年間所得金額 1,500,000円

年間の所得金額 1,500,000円 …①

その2

◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、すでに日割りでない給与を受給している場合。

給与証明書 (市営住宅申し込み用) 別表1

住所 ○○○○ 氏名 北九川 久未

1. 雇用開始年月日 平成(令和)△年6月1日採用

2. 月例給与支給実績

支給月	支給額	日割給与	支給月	支給額	日割給与
平成△年1月	193,000円	日割	平成△年7月	172,000円	日割
平成△年2月		日割	平成△年8月	172,000円	日割
平成△年3月		日割	平成△年9月	172,000円	日割
平成△年4月		日割	平成△年10月	172,000円	日割
平成△年5月		日割	平成△年11月	172,000円	日割
平成△年6月	100,000円	日割	平成△年12月	172,000円	日割
合計	1,325,000円		支給与を合(計)	1,225,000円	7ヵ月

3. 月例給与の計算期間および支給日

4. 賞与支給実績

支給月	支給額	支給月	支給額
夏季	0円	冬季	300,000円
合計	300,000円		

5. 扶養状況等

令和○年2月1日 事業所所在地 事業所名 △△商事 代表者氏名 〇〇男

1,225,000円 ÷ 7ヵ月 × 12ヵ月
(1円未満切り捨て) 2,100,000円 …①

賞与支給実績(冬期のみ) 300,000円 …②

年間の給与収入額(①+②) 2,400,000円 …⑦

17ページの表にあてはめた
所得税法上の年間所得金額 1,600,000円

年間の所得金額
(100,000円控除後の金額) 1,500,000円 …①

※ 月々の給与は日割り分を除いたうえで合算し、その月数で割ったあと12倍してください。(1円未満の端数は切り捨て)

※ 賞与は支給実績だけを加えてください。(賞与が〇ヵ月分という定めがあっても、まだ実際に支給されていない場合は算入しません。)

その3

◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、まだ日割りでない満額の給与を受給していない場合。

雇 用 証 明 書 (市営住宅申し込み用)

住所 〇〇〇〇〇〇〇 氏名 北村 沙 A夫

1. 雇用開始年月日
平成 22 年 1 月 15 日採用

2. 就労時間
朝 9 時00分 から 暮 5 時00分 まで 既婚既育世帯 除く世帯世帯 7 納税 15 年

3. 就労日数
ひと月平均 (見込) 22 日 期

4. 支給 (予定) 額
申請するものにもち合わせ、金額を記入してください。
区月給 200,000 円
☐ 日給 ☐
☐ 時給 ☐

5. 扶養状況等
申請するものにもち合わせ、人数を記入してください。

同一世帯 親族等の 有無	扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	本人の扶養 親 別	本人の扶養 子 別	養育 親長
有無	特定	特別	その他	養育の有無	養育の有無
○	△	△	△	△	△
○	△	△	△	△	△

上記のとおり相違ないことを証明いたします。なお上記の5の扶養状況は、当方で保管する「給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書」と同一の内容です。

令和 〇 年 1 月 15 日 市営住宅所在地
 事業所名 △△商事
 代表者氏名 〇〇〇 商事

200,000円 × 12ヵ月

2,400,000 円 … ㊦

下の表にあてはめた

所得税法上の年間所得金額 1,600,000円

1,600,000 円

(1 円未満切り捨て)

年間の所得金額（100,000円控除後の金額）

1,500,000 円 … ㊦

※ 時給の場合

$$\text{年間の給与収入} = \text{時給} \times 1 \text{ 日の実働時間}$$
$$\times 1 \text{ ヲ月の就労日数} \times 12$$

※ 日給の場合

$$\text{年間の給与収入} = \text{日給} \times 1 \text{ ヲ月の就労日数} \times 12$$

※ 月給の場合は残業手当や歩合給部分などを除いた、
定額で支払われる額だけを12倍してください。

— 年間の給与収入金額から年間の所得金額を計算する方法 —

- ※ 給与収入で **その2**、**その3** の方は、所得税法の一部改正に伴う措置が取られます。
- ※ **その2**、**その3** の方は、下の表で年間の所得金額を計算してください。
- ※ **その1** の方は、所得税法上の年間所得金額が、年間の所得金額となります。下の表は使えません。
- ※ 給与収入の方が2人以上いる場合は、各々で算出した年間の所得金額を合算してください。
- ※ 事業収入や年金収入など、給与収入以外の収入はこの表を使えません。

年間の給与収入金額 **2,400,000**円 …左の給与収入の⑦を記入します。

年間の給与収入金額	所得税法上の年間所得金額の計算	
0円 550,999円	から まで	所得税法上の年間所得金額 = 0円
551,000円 1,618,999円	から まで	年間の給与収入金額 - 550,000円 = 所得税法上の年間所得金額
1,619,000円 1,619,999円	から まで	所得税法上の年間所得金額 = 1,069,000円
1,620,000円 1,621,999円	から まで	所得税法上の年間所得金額 = 1,070,000円
1,622,000円 1,623,999円	から まで	所得税法上の年間所得金額 = 1,072,000円
1,624,000円 1,627,999円	から まで	所得税法上の年間所得金額 = 1,074,000円
1,628,000円 1,803,999円	から まで	端数処理 年間の給与収入金額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てます。出た答えに再度4,000をかけ戻し、出た額を右の(ア)に当てはめてください。 (ア) × 0.6 + 100,000円 = 所得税法上の年間所得金額
1,804,000円 3,603,999円	から まで	(ア) × 0.7 - 80,000円 = 所得税法上の年間所得金額
3,604,000円 6,599,999円	から まで	(ア) × 0.8 - 440,000円 = 所得税法上の年間所得金額
6,600,000円 8,499,999円	から まで	年間の給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 所得税法上の年間所得金額

※ただし、所得税法上の年間所得金額が100,000円以下の場合は、
年間の所得金額は0円になります。

※なお、給与・年金両方の収入のある方は、所得税法の一部改正に伴う
措置の100,000円の控除額は給与、年金それぞれの限度額となります。

所得税法上の年間所得金額 ※1,600,000円

※所得税法の一部改正に伴う措置【所得税法上の年間所得金額が100,000円を超える場合】=1,600,000円-100,000円

年間の所得金額 1,500,000円 … ㊦

◇ 事業等による収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき現在の事業をされている場合。

- ※ ここでいう事業等には生命保険の外交員などの方もふくまれます。
- ※ 専従者給与を受けている方は給与として計算します。

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 円
八幡C子		妻	明・大 昭・平	12月	
			明・大 昭・平		

妻の年間収入金額 900,000円 …④ ← ⑤ 専従者給与(控除)額の合計額 900,000円 …⑤

妻の所得税法上の
年間所得金額 900,000円 - 650,000円 250,000円
(旧法の控除金額)

妻の年間の所得金額 250,000円 …⑥
本人の年間収入金額 2,000,000円 …⑦
本人の年間の所得金額 1,000,000円 …⑧

(例) 八幡D夫の場合
前年分確定申告書(控)より
(単位は円)

収 入 金 額 等	事 業 営 業 等		2	0	0	0	0	0	0	⑨
	業 農 業									
	不 動 産									
	利 子									
	配 当									
	給 与									
	公 的 年 金 等									
	雑 所 の 他									
	総 合 譲 渡									
	一 時									
所 得 金 額	事 業 営 業 等 ①		1	0	0	0	0	0	0	
	業 農 業 ②									
	不 動 産 ③									
	利 子 ④									
	配 当 ⑤									
	給 与 区 分 ⑥									
	雑 ⑦									
	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ⑧									
	⑨ + ⑧ × 1/2									
	合 計 ⑨		1	0	0	0	0	0	0	⑩

その2

◎ 前年の途中で降から事業をはじめた方、
または、確定申告が未申告の場合は、巻末
に綴じ込んでいる「収支明細書」(別表3)
を使用してください。

◇ 日雇い等の収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき勤務先、
勤務日とも不特定な日雇いをされている場合。

- ※ 日雇いによる収入でも勤務先が同じ方は給与収入の
場合と同じ計算方法(16~17ページ)を用います。
前年分の確定申告書(控)をご用意ください。

年間収入金額 800,000円 …⑪

所得税法上の
年間所得金額 800,000円 - 650,000円 150,000円
(旧法の控除金額)

年間の所得金額 150,000円 …⑫

(例) 北九州F夫の場合
前年分確定申告書(控)より
(単位は円)

収 入 金 額 等	事 業 営 業 等									
	業 農 業									
	不 動 産									
	利 子									
	配 当									
	給 与									
	公 的 年 金 等									
	雑 所 の 他									
	総 合 譲 渡									
	一 時									
所 得 金 額	事 業 営 業 等 ①									
	業 農 業 ②									
	不 動 産 ③									
	利 子 ④									
	配 当 ⑤									
	給 与 区 分 ⑥									
	雑 ⑦									
	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ⑧									
	⑨ + ⑧ × 1/2									
	合 計 ⑨		1	5	0	0	0	0	0	⑫

その2

◎ 前年の途中で降から日雇いをはじめた方、
または、確定申告が未申告の場合は、巻末に
綴じ込んでいる「収支明細書」(別表3)を
使用してください。

◇ 年金の収入の場合

その1

◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき同じ年金を受給されている場合。(例) 小倉E子65歳の場合

※ 遺族年金、障害年金等は収入としては算定しません。

前年分公的年金の源泉徴収票

1. 前年分公的年金の源泉徴収票をご用意ください。
2. 公的年金の源泉徴収票のなかの支給金額が年間の年金収入金額になります。年間の収入金額を下のページの表にあてはめ年間の所得金額を計算してください。

※ 年金は、満65歳以上の方と65歳未満の方では計算方法が違います。ご注意ください。

その2

◎ 前年の途中またはそれ以降から年金を受給された方は、「年金証書」を用い、上記と同じ方法で計算します。

年間の年金収入金額 1,400,000円…⑦
 所得税法上の年間所得金額
 1,400,000円 - 1,100,000円 300,000円
 (1円未満切り捨て) ※この例では65歳以上で計算しています
 年間の所得金額(100,000円控除後の金額) 200,000円…㉠

—— 年間の年金収入金額から年間の所得金額を計算する方法 ——

- ※ 年金収入の方は、下の表で年間の所得金額を計算してください。なお、年金収入の方についても所得税法の一部改正に伴う措置が取られます。(遺族年金および障害年金等は収入として算定しません。)
- ※ 満65歳以上の方と65歳未満の方では計算の方法が違います。ご注意ください。
- ※ 計算結果の1円未満の端数は切り捨ててください。
- ※ 年金収入の方が2人以上いる場合は、各々で算出した年間の所得金額を合算してください。
- ※ 給与収入や事業収入など、年金収入以外の収入はこの表を使えません。

年間の年金収入金額 **1,400,000円** …上の⑦を記入します。

年間の年金収入金額		所得税法上の年間所得金額
65歳未満	0円から 600,000円まで	所得税法上の年間所得金額 = 0
	600,001円から 1,299,999円まで	年間の年金収入金額 - 600,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	7,700,000円から 9,999,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 所得税法上の年間所得金額
65歳以上	0円から 1,100,000円まで	所得税法上の年間所得金額 = 0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	年間の年金収入金額 - 1,100,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 所得税法上の年間所得金額
	7,700,000円から 9,999,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 所得税法上の年間所得金額

※ただし、所得税法上の年間所得金額が100,000円以下の場合は、年間の所得金額は0円になります。
 ※なお、給与・年金両方の収入のある方は、所得税法の一部改正に伴う措置の100,000円の控除額は給与、年金それぞれの限度額となります。

所得税法上の年間所得金額 **※300,000円**

※所得税法の一部改正に伴う措置【所得税法上の年間所得金額が100,000円を超える場合】= 300,000円 - 100,000円

年間の所得金額 **200,000円** …㉠

計所得方法の

認定月額計算シート（試算用紙）

◎ 認定月額計算シートを使って、16～19ページで計算したそれぞれの所得の合算から認定月額を計算します。

1. 年間の所得金額

氏 名	収入の種類	年間収入金額	年間の所得金額
北九州 A夫	給 与	㉞ 2,400,000 円	㉠ 1,500,000 円
北九州 B子		0 円	0 円
八幡 D夫	事 業	㉡ 2,000,000 円	㉢ 1,000,000 円
八幡 C子	専従者給与	㉣ 900,000 円	㉤ 250,000 円
北九州 F夫	日 雇 い	㉦ 800,000 円	㉧ 150,000 円
小 倉 E子	年 金	㉨ 1,400,000 円	㉩ 200,000 円
世帯の年間の所得金額（合計）			3,100,000 円

2. 控除額

控除の種類	内 容 ※詳細は21ページを参照	控 除 額	控除額計
同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む）	380,000 円 × 5 人	㉪ 1,900,000 円
別居親族控除	入居はしないが入居者の扶養を受けている人	380,000 円 × 人	0,000 円
特定扶養控除	扶養親族の中で満16歳以上23歳未満の人がある場合	250,000 円 × 人	0,000 円
老人控除対象配偶者控除	扶養する配偶者が満70歳以上である場合	100,000 円 × 人	0,000 円
老人扶養控除	扶養親族の中で満70歳以上の人がある場合	100,000 円 × 人	0,000 円
寡婦（夫）控除	所得のある人が寡婦、または寡夫である場合	270,000 円 × 人 （所得額が27万円以下の場合はその額）	0,000 円
特別障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で重度の障害者がある場合	400,000 円 × 人	0,000 円
障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で特別障害者にはあたらない障害者がある場合	270,000 円 × 人	0,000 円
世帯の控除額（合計）			㉫ 1,900,000 円

3. 認定月額

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{世帯の年間の所得金額} & - & \text{世帯の控除額（合計）} & = & \text{認定年額} \\ \hline 3,100,000 \text{ 円} & - & 1,900,000 \text{ 円} & = & 1,200,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|} \hline \text{認定年額} & \div & 12 \text{（カ月）} & = & \text{認定月額} \\ \hline 1,200,000 \text{ 円} & \div & 12 \text{（カ月）} & = & 100,000 \text{ 円} \\ \hline \end{array}$$

（1円未満の端数切り捨て）

※ 従ってこの例の世帯の収入階層は22ページの収入階層表からAランクとなります。

所得控除額の計算方法

世帯の所得金額からつぎの表の控除を差し引いてください。①の入居する家族の控除は单身者を除くすべての世帯に該当します。③～⑧の控除が該当する場合は、①および②の控除に併せて差し引いてください。

控除の種類		控除を受けられる方	控除額
1	同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む） ・ 出産予定の子は含みません。 ・ 同居しようとする親族は所得税法上の扶養関係がなくとも控除の対象となります。	1人につき 380,000 円
2	別居親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、入居はしないが入居者の扶養を受けている方 ・ 例：東京の大学に下宿しながら通っている扶養親族	1人につき 380,000 円
3	特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満16歳以上23歳未満の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 250,000 円
4	老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢が満70歳以上の方	1人につき 100,000 円
5	老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満70歳以上の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 100,000 円
6	寡婦控除 寡夫控除	以下、1、2のいずれかに該当する場合、控除の対象となります。 1. 所得税法上の寡婦または寡夫控除が認められている場合 <u>寡婦控除</u> …次のいずれかに該当する場合 (1) 夫と死別もしくは離婚または夫の生死が不明の方で、扶養親族か生計を一にする子がいる女子 (2) 夫と死別または夫の生死が不明の方で、年間の所得額が5百万円以下の女子 <u>寡夫控除</u> …妻と死別または離婚し、または妻の生死が不明で、生計を一にする子がいる年間の所得額が5百万円以下の男子 ・ 寡婦、寡夫とも死別、離婚、配偶者の生死が不明となった後に婚姻していない方をいいます。 ・ 寡婦、寡夫とも所得があるときに限り控除します。所得のない方は控除しません。 ・ 生計を一にする子とは所得がない又は年間の所得額が38万円以下で他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子のことです。 ・ 「配偶者」「夫」「妻」「離婚」「婚姻」とは民法上の規定によるもので、いわゆる内縁関係によるものは含みません。 2. 婚姻によらないで母または父となった者であり、かつ、現に婚姻をしていない方で、次に該当する場合 (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない方で、扶養親族か生計を一にする子がいる女子 (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない方で、生計を一にする子がいる年間の所得額が5百万円以下の男子	1人につき 270,000 円 (ただし、所得が27万円以下の場合はその所得金額)
7	特別障害者控除	申込者、同居しようとする親族または扶養親族で次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方…このうち1～2級は特別障害者控除 (2) 療育手帳の交付を受けている方…このうちA-1、A-2は特別障害者控除 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…このうち1級は特別障害者控除 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方…このうち特別項症から第3項症までは特別障害者控除	1人につき 400,000 円
8	障害者控除	(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方…特別障害者控除 (6) その他、障害者と認められる公的な証明ができる方	1人につき 270,000 円

先の例での控除を計算すると下のようになります。

北九州	A 夫	申込者本人。会社員。満49歳。
北九州	B 子	妻。専業主婦。満45歳。
八幡	C 子	長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。
八幡	D 夫	長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。
小倉	E 子	妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。
北九州	F 夫	長男。満21歳。同居を希望。

該当する控除は以下のとおり

同居親族控除	……………	380,000 円 × 5 人 = 1,900,000 円 …… ㊥
控 除 合 計		1,900,000 円 …… ㊦

住宅使用料について

15～21ページまでの計算をすると申し込み世帯の認定月額が出ます。この認定月額により、申し込みの可否や毎月の住宅使用料（家賃）が決まります。

別表18
認定月額計算シート（試算用紙）

この用紙は申込書ではありません。あなたの認定月額の試算にお使い下さい。

1. 年間の所得金額

氏名	収入の種類	収入金額
北九州 A夫		
世帯の所得金額（合計）		1,500,000

2. 控除額

控除の種類	内 容	控除額	控除額計
同居親族控除	同居しようとする親族・婚約者等（申込者を除く）		1,900,000円
別居親族控除	入居はしないが同居者等（所得額が50万円以下の場合はその額）		
扶養控除	扶養親族（23歳未満の人があり、世帯の所得額が270,000円以下の場合）	400,000円 × 人	0,000
障害者控除	障害者（1級・2級）または入居者または扶養親族で特別障害者にはあたらない障害者がある場合	270,000円 × 人	0,000
世帯の控除額（合計）			

3. 認定月額

世帯の年間の所得金額 3,100,000円 - 世帯の控除額（合計） 1,900,000円 = 認定年額 1,200,000円

認定年額 1,200,000円 ÷ 12（ヵ月） = 認定月額 100,000円
（1円未満の端数切り捨て）

認定月額計算シート（別表18）で算出した認定月額を下の表に当てはめ、申込世帯に対応する住宅使用料の適用欄をみちびきます。

収入階層表

☆ 公営住宅へお申し込みの場合

認 定 月 額	申し込みの可否	住宅使用料の適用欄
0～104,000 円	可	A
104,001～123,000 円	可	B
123,001～139,000 円	可	C
139,001～158,000 円	可	D
158,001～186,000 円	裁量階層のみ可	E
186,001～214,000 円	裁量階層のみ可	F
214,001 円 以上	申し込みできません。	

☆ 改良住宅へお申し込みの場合

認 定 月 額	申し込みの可否	住宅使用料の適用欄
0～104,000 円	可	A
104,001～114,000 円	可	B1
114,001～123,000 円	裁量階層のみ可	B2
123,001～139,000 円	裁量階層のみ可	C
139,001 円 以上	申し込みできません。	

上記で出した住宅使用料の適用欄は、別冊の「募集案内書」の募集団地一覧表で該当する欄の住宅使用料に対応しています。

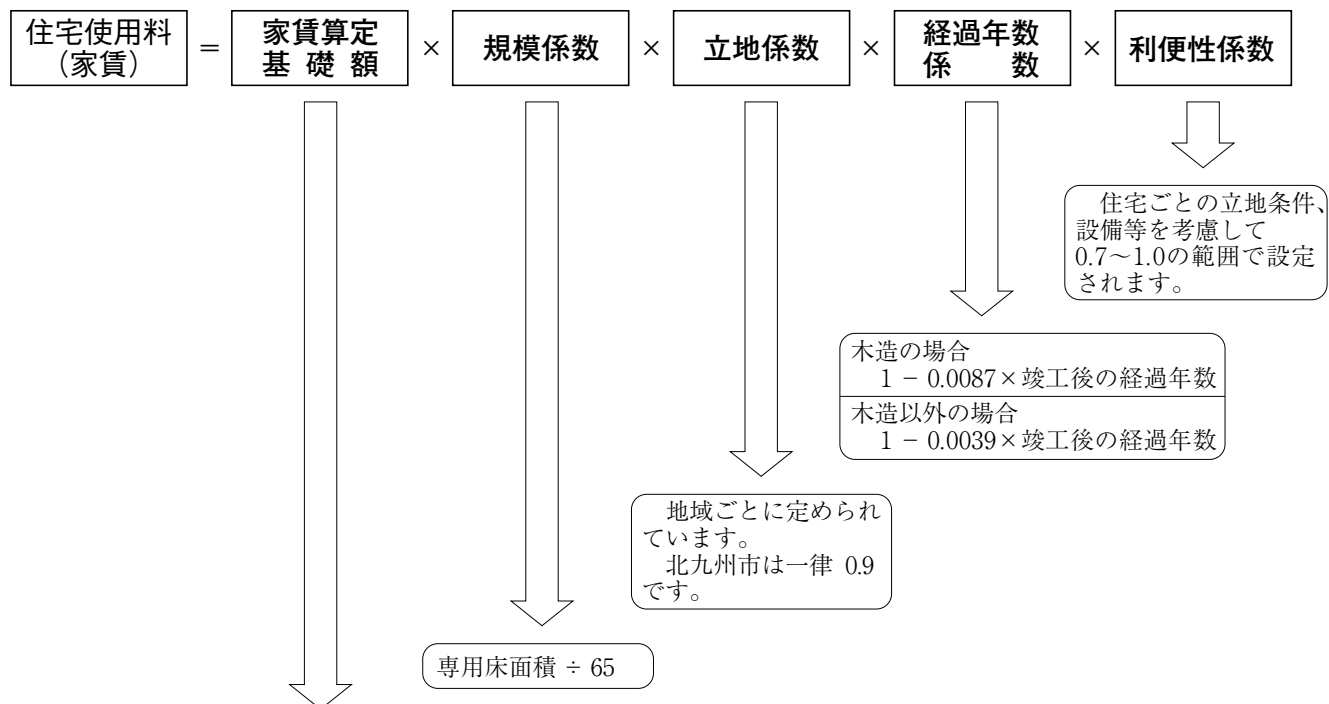
北九州市営住宅入居者募集案内書から

住 宅 使 用 料					
A	B	C	D	E	F
13,500	16,400	19,400	22,400	25,400	25,400
11,000	13,400	15,800	18,300	20,800	20,800
24,400	29,600	34,900	40,300	46,600	53,500
24,400	29,600	34,900	40,300	46,600	53,500
10,900	12,900	15,600	18,000	20,200	20,200

※上の例ではこの欄が適用されます。

☆ 住宅使用料（家賃）のしくみ

市営住宅の毎月の使用料は、入居者の収入に基づいて住宅ごとに次の算式によって決められます。（別冊の「北九州市営住宅入居者募集案内書」には入居許可予定日における当年度の住宅使用料が表示されています。）



☆ 公営住宅の場合

認定月額	区分 (=住宅使用料の適用欄)	家賃算定基礎額
0～104,000円	A	34,400円
104,001～123,000円	B	39,700円
123,001～139,000円	C	45,400円
139,001～158,000円	D	51,200円
158,001～186,000円	E	58,500円
186,001～214,000円	F	67,500円

☆ 改良住宅の場合

認定月額	区分 (=住宅使用料の適用欄)	家賃算定基礎額
0～104,000円	A	34,400円
104,001～114,000円	B1	39,700円
114,001～123,000円	B2	39,700円
123,001～139,000円	C	45,400円

※ 家賃算定基礎額は毎年変わります。

入居後は毎年度収入申告書を提出（毎年6月頃）していただき、この収入申告書の内容により翌年度の住宅使用料が決定されます。また、入居者からの収入申告書がない場合は、「近傍同種の住宅の家賃」を住宅使用料とします。

※「近傍同種の住宅の家賃」とは、民間賃貸住宅の家賃を参考に、法令に基づき算出した額です。

※毎月の住宅使用料の支払いは、入居者としての義務です。納期内に納めていただきます。

（口座振替を利用されると納め忘れがなく便利です。）なお、入居当初からの減免はありません。